

裁判員経験者との意見交換会（第7回）議事録

1 開催日時

平成29年1月16日(月)午後3時00分～午後4時50分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

裁判員等経験者7名

（裁判所）田中聖浩裁判官（司会），井草健太裁判官

（検察庁）長谷慎検察官

（弁護士会）高見健次郎弁護士

（事務担当者）林修一刑事首席書記官，原田出刑事次席書記官，大場淑江総務課長，藤田達也総務課課長補佐，福地達也総務課庶務係長

4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

## 意見交換会における発言

(司会)

それではただ今から裁判員等経験者意見交換会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また大変な雪の中、裁判員等経験者意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、裁判員制度が始まってから既に7年半が経過し、これまでたくさんの方に裁判員裁判に参加していただきました。この意見交換会は、裁判員や補充裁判員を経験された皆さんの声を国民の方々にお伝えし、裁判員等として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆さんから率直な御意見・御感想をお伺いして、裁判員制度をより良いものにするために企画させていただきました。

皆さんが、裁判員等を経験されてよかったと思えること、あるいは不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構でございますので、評議の秘密に触れない限り、忌憚なく御発言いただければと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

なお、今回、いろいろな事件を担当した方にお集まりいただいておりますが、事件の関係者は被告人を含め、符号で呼ばせていただくことにさせていただきます。お手元にある符号表を参照しながら、お話しいただければと思います。

それではまず初めに、皆様方がどういった事件を担当されたのか、御紹介も兼ねまして一方ずつ簡単な御感想をおっしゃっていただきたいと思っております。まず、1番の方と2番の方ですが、お二人は、殺人死体遺棄事件の5名共犯のうちの1人、Cという被告人の裁判を担当していただいております。Cは、被害者を呼び出して、殺害現場となった場所まで車で連れて行ったという役割を果たした被告人ですけれども、その裁判では、

殺人の共謀共同正犯なのか、傷害致死の幫助犯なのかが争点となりました。

1番の方から御感想をおっしゃっていただきたいと思います。

(1番)

裁判員として参加させていただいた感想を述べさせていただきたいと思います。一言で言いますと、参加させていただいて良かったなと考えています。といいますのは、やはり普段、裁判とかそういうことは、生活する中で実感もない、漠然としたものしかありませんでしたが、実際に参加いたしまして、仕組みであるとか、このような形で審理をしていくということが実感として分かりまして、とても参考になったなと思っています。また、裁判官の方や裁判所の職員の皆様に大変よくしていただきまして、温かい人柄に触れることができまして、自分としても非常に良い経験ができたなと思っています。最後に、裁判所の所長から感謝状をいただきまして、それを額縁に入れて家に置いてあります。それぐらい、良い経験をさせていただいたなと思っています。

(2番)

10箇月以上経っているので、忘れてしまったことがほとんどなのですが、一生懸命思い出して話したいと思います。裁判所は争い事とかに来るイメージだったので、何の用事もなかったのですが、このような機会を与えていただいたことを本当に感謝しています。経験してから、ニュースとか、事件とかが報道されると関心が向くようになりました。

(司会)

ありがとうございました。続いて3番の方は、被告人Xが姉に対して殺人未遂を行ったという事件ですが、姉が両親の遺産を横領したという疑念を抱いて、姉に対して恨みを募らせて、包丁で姉を突き刺して殺害しようとしたけれども、未遂に終わったという事件でした。そのような疑念を抱いて犯行に及んだ点に酌むべき余地があるかとか、そういうようなところ

が争点となりました。3番の方は、この事件の補充裁判員として参加していただいたということになりますが、御感想をお願いします。

(3番)

補充ということだったので、裁判員の方と比べて、積極的にあまり意見を求められるということがなかったのですが、もし裁判員の方が途中で抜けたら補充ということだったので、気楽なような気楽でないようなという感じで議論しながら参加しました。1番の方と一緒に、裁判所というところに来ることがなかったのですが、来ることができて、またいろんなことを経験できてよかったなと思います。

(司会)

続いて4番と5番の方は、先程と同じ殺人死体遺棄事件で、5人共犯とされた被告人の1人でDと申し上げますが、DはEとともに関西方面から金沢まで来て、最終的に5人組で事件を起こしたとされ、主犯格のAとともに、殺害現場では被害者に暴行行為も加えているという被告人でした。裁判での争点は、その暴行の態様の外、殺人の共謀まであったのかどうかといったところでした。4番の方から御感想をお願いします。

(4番)

参加をして良かったです。裁判員になる機会はそうそうないのと、裁判員を経験したことで、関心の幅が広がりましたし、考える視点が変わったので、裁判員を経験して良かったです。

(5番)

裁判員を経験して良かったと思います。理由は、1番さんと4番さんと同じなのですが、今まで裁判というものにあまり関心がなく、ニュースとかを見てても結構スルーすることが多かったのですけれども、実際に経験することによって、関心を持ったり、ニュースとかも、結構真剣に見るようになったので、こういう貴重な経験ができて良かったなと思っています。

ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございます。続いて6番の方は、同じ殺人死体遺棄事件で、一番最後に裁判があった、被告人Eの裁判ですが、Eは暴力団幹部とされていて、弁護側は、Eは殺害について一切知らなかった、殺害現場にも行ってないという主張をして争いました。結局、殺人を認定することになりましたけれども、6番の方は、この事件の補充裁判員として参加していただきました。御感想をお願いします。

(6番)

私は被告人Eの事件について参加させてもらったのですが、裁判員に参加させてもらって、良かったなと思いました。一生に一度あるかないかのことなので、裁判官の方とも関わることも多くないだろうし、裁判官と普段の世間話をしたりとか、事件自体は重いのですけれども、和やかな中にも真剣に話し合うことができたので、いい機会を得て良かったと思いました。

(司会)

ありがとうございます。この被告人Eの裁判は、身体障害者である被告人の体調を考慮して、審理が半日ずつということで、3週間にわたる審理と評議の期間でありましたが、この3週間の期間というのは、長さとしてどうだったのでしょうか。

(6番)

3週間というのは確かに長かったのですが、半日ずつ、午前中審理があるようなら、午後から仕事に出るということはあるのですが、そういった中で、丸一日ずっと裁判所の中で缶詰になるということを考えると、自分自身の精神的な負担というのは軽かったかなと感じました。

(司会)

ありがとうございます。最後ですが、7番の方は強盗致傷事件を担当していただきました。この強盗致傷事件というのは、被告人Yが住宅に空き巣として最初入ったのですが、被害者が在宅していたので、途中から強盗事件に発展し、怪我までさせ、強盗致傷事件で起訴されたという事件でした。争点としては、被告人が被害者に包丁を向けた際の包丁の向け方といえますか、脅迫態様が、強盗罪にいう反抗抑圧程度の強い脅迫といえるのが争点となりました。最終的に強盗致傷を認定しましたがけれども、7番の方、御感想をお願いします。

(7番)

この新しい裁判所の前の裁判所庁舎の時に、何回か裁判を見たのですが、新しくなって初めて舞台裏というのを見て、良かったなと思っております。

(司会)

ありがとうございます。続いて個別のテーマへ入らせていただきますが、まず、裁判員候補者として裁判所へ来てくださいという通知が皆様のところへ届いてから、裁判員等選任手続の日まで2箇月ぐらいあったと思うのですが、この2箇月間どのようなお気持ちで過ごされたのか、お仕事とかの調整はされたのか、その辺りをどなたかにお話しいただきたいと思っております。

(1番)

通知をいただきまして、実際には、正直言って、当たらなければいいなとまず思いました。と言いますのは、相応の期間を拘束される形になりますので、仕事の負担はあるかなと思いました。会社での休暇制度が導入されているのかどうかの確認をいたしました。裁判員になった際の休暇制度が幸いにもありましたので、それを使わせていただきました。上司に、選ばれる可能性があるということで、前もって、そういった場合には休暇を

とりますという話はさせていただきました。当日は、幸いにもと言いますか、当たりましたので、その休暇制度を使って、1週間でしたが、裁判員としてやらせていただきました。

(3番)

高齢の家族がいて、子供がいる中で、通知をいただいた時に、できないのではないかなと不安だったのですが、すごくタイミングが良くて、高齢の家族の体調もよく、子供が熱を出したりということもなく、全日程を無事終えることができ、良かったなと思っています。ちょっとタイミングがずれていたら、補充に当たっていたとしてもできなかったなと思いますので、通知をもらってから、できるかできないかというのは、ちょっと不安だったのですが、できて良かったです。

(司会)

ありがとうございます。事件の内容については、お伝えしない形で呼出状を送らせていただいているのですけれども、どんな事件かなとか何か考えましたか。

(5番)

学校で学び、少しは知識があったので、ちょっと怖い事件だろうなとは思っていました。

(司会)

でも、きちんと御出席いただいたということですね。

(5番)

はい。

(司会)

ありがとうございます。殺人死体遺棄事件につきましては、警備態勢を敷いており、法廷では、訴訟関係人側と傍聴席との間の、柵のところに防弾パネルを設置して審理をしたのですが、それについての感想といたします

か、初めに見た時はびっくりしたかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(2番)

防弾パネルと聞いて、ええっと思ったのですが、実際に裁判が始まったら、別に意識はしなかったです。でも、傍聴席に座っているある方々が毎日同じ場所にずっといて、毎日毎日来ていたので、その人と目が合うのがちょっと怖かったです。

(4番)

私は全然気にしてはいなかったのですが、あるに越したことはないと思います。

(司会)

ありがとうございます。事件の性質上、あのようなものを設置せざるを得ない場合もございますので、あの事件につきましては、あのような措置をとらせていただいております。次は、公判審理の具体的な中身に入っていきたいと思いますが、冒頭陳述についての御意見をお伺いしたいと思います。どういった印象を持たれたのか。検察官と弁護士、双方の主張が出る場面なのですが、分かりやすかったか分かりにくかったかその辺りについてはいかがでしょう。

(7番)

検察官の方は分かりやすかったですが、弁護士の方は、何か話が飛んだような気がするので、ちょっと理解しにくかったです。

(司会)

今話が飛んだとおっしゃられましたが、話にまとまりがないというような感じですか。

(7番)

そうです。

(5番)



どちらも分かりやすかったと思います。検察官の冒頭陳述も、資料も結構見やすくしていただいているので、言っていることもすごく分かりやすかったので、良かったと思います。弁護士の方も、登場人物とかもしっかりとまとめてあって、すごく分かりやすかったと思います。

(2番)

検察官の方は、大きい声ですがちょっと早口で、少し聞き取り辛い時がありました。一方、弁護人の方は、ちょっと声が小さくて、聞き取り辛かったので、より集中して聞くように心がけていました。大きくゆっくりはっきり話してほしいとその時思いました。

(6番)

検察官の方が確かに分かりやすくて、弁護士の方は、被告人の弁護をするときに必要な書類とか主張をしているのですけれども、それがちょっとあいまいに感じたというのが正直な感想です。

(司会)

ありがとうございます。続いて、証拠調べそのものの御感想をお伺いしますが、まず検察側の証拠書類や証拠物の取調べについての御感想をお伺いしたいと思います。

(2番)

書類とかもカラーでしてくださっていたので、分かりやすかったし、写真も分かりやすくなっていたので、特別困ったことがなかったです。

(司会)

証拠書類については、写真や図面はモニターに映し出すという方法、文書は読み上げという形でやっております。殺人死体遺棄事件では死体遺棄も起訴されているので、遺体発見状況も検察官が立証をしたのですが、それについて、公判前整理手続において、いろいろ三者で議論する中で、遺体の生の写真を出すのは必要もないし相当でもないということで、最終的

には検察官の方でイラストのようなものを作成されて、それを請求して取り調べたという形になります。その事件を担当した方にお伺いしますが、遺体の写真に代わるイラストについての御感想を聞きたいと思います。

(4番)

遺体の写真をイラストにさせていただいて良かったと思います。生々しい写真だと、カバーがかかっているだけでも想像してしまい、トラウマになりそうだったので、イラストにさせていただいて良かったと思います。

(6番)

ちょっと記憶にないんですけども。どうだったかな。イラストを見た記憶がちょっと。

(司会)

遺体の写真は御覧になっていないですね。

(6番)

ないです。

(司会)

遺体を見ることで心理的な衝撃を受けて、御病気になられる方もないではないということで、裁判所としては、できる限り遺体などの衝撃的な写真は生の形では調べない、必要性などを吟味して、イラストなどにして取り調べるようにしています。これに対し、被告人Dの事件では、傷の写真を一部調べました。被告人Dの犯行態様はその傷の写真と関連するという事で、肘の部分的な傷の写真を白黒写真にしたものだったと思いますが、御記憶にありますでしょうか。

(5番)

何か見たなという記憶はあります。

(司会)

あれは見る必要はなかったとか、あれを見たためにちょっと体調を崩し

たとか、何かございましたか。

(5番)

特に体調を崩したとかはないですね。

(司会)

こちらも肘の部分に限って、しかも白黒でという形にしたので、衝撃度は大分薄まっている形での調べだったとは思いますが、5番の方は大丈夫だったということですか。

(5番)

大丈夫です。

(司会)

4番の方はどうですか。

(4番)

白黒写真ですよ。覚えていないです。

(司会)

7番の方にお伺いしますが、7番の方の事件でも、被害者が手を怪我しているということで、手の部分の写真を白黒で調べましたが、いかがでしたか。

(7番)

普通に写真を見ているような感じでした。何ともありませんでした。

(司会)

亡くなっている事件ではないですし、体調を崩されることはないですかね。あの傷を見なければ判断できなかったかどうか、その辺りはどうですか。

(7番)

あれはちょっと参考ということでもなかったですね。傷そのものは。

(司会)

次の話題に移らせていただきますが、証人尋問、被告人質問についてお伺いします。特に殺人死体遺棄事件では1日に1人ずつで、証人を大体2人調べたかと思います。本当に丸一日かかったわけではないですが、主犯格とされているAとBについては、被告人C、D、Eの各裁判で、A証人については大体検察官が90分から2時間ぐらい聞かれて、弁護側も大体同じぐらい聞いて、確かBについても同程度ぐらいの時間をかけて証人尋問を行ったと思います。このあたりの証人尋問について、分かりやすかったかとか、長すぎるとか、短すぎるとか、その辺りの御感想をおっしゃっていただきたいと思います。

(1番)

検察の方の質問というのは理路整然としていて分かりやすかったなと思います。ただ、中には、質問によってはこの方を呼んだ目的とか、質問の意味が、よくわからないところがありました。後で裁判官の方にいろいろ教えていただいて、ああそうなんだなということがあったかなと思います。弁護士の方の質問で、よく趣旨が分からないと言いますか、これによって何を明らかにするのかなという部分があったと思います。全体的な長さというのは、これだけ必要なんだろうなと思います。特に長かったとかいうことはありません。

(2番)

もし逆の順番で証人の話を聞いていたら、また違う見方をしていたかもしれないう感想は持ちました。

(4番)

両方とも良かったと思います。長さですけれども、1日かけることが適当だとは思いますが、私だけの問題かも分からないですけど、少し集中力が続かなかったので、もしまた次回呼ばれたら、ちゃんとやろうと思います。

(5番)

検察官の方も、弁護人の方についても、すごく分かりやすかったし、何か理解できる内容だったのかなと思います。1番さんと同じで、この質問を聞いてこれが何のためになるんだろうというのがちょっとありました。長さですけれども、事件の大きさとか複雑さを考えれば、1日かかるというのは仕方のないことなのかなと思います。

(司会)

ありがとうございます。X被告人の関係で、被害者の証人尋問を行った時に、ビデオリンク方式というものを採用しました。被害者の証人尋問に当たって、法廷ではなかなか証言できないということで、別室にいてもらって、ビデオ機材で中継して証人尋問をするというものです。生映像ではあるのですが、カメラ機器を介した上での証言を聞くということになりますが、その辺りの御感想を伺います。

(3番)

やはり直接お会いしてお話を聞いた方が、多分伝わるものも多いのではないかなと思ったのですが、証人の方が被告人と顔を合わせたくないという気持ちもすごく分かりましたので、しっかりしたモニターが全員についていて、それを見て質問できたということは、大丈夫だったのではないかなと思っています。

(司会)

目の前にして聞いた方がより良いかもしれないですが、ああいう形でも証言はちゃんと聞き取れましたか。

(3番)

すごくきれいに映っていました。

(司会)

差し支えなかったとお伺いしておいてよろしいでしょうか。

(3番)

はい。

(司会)

7番の方の法廷でも被害者が証言しましたが、ビデオリンクではなく、普通に法廷で証言しました。御感想などはありますか。

(7番)

証人の証言は聞き取りやすかったですけれども、被告人は、ちょっとマイクが入りにくくて、聞き取りにくかったです。

(司会)

被告人質問に広げていきますけれども、あの事件では、証人尋問、被告人質問いずれも動作の再現がありました。包丁を使っての示し方、あの辺りはどうでしたか。

(7番)

角度的には非常に良かったと思います。実際に出てもらって、ちょっと角度を変えたのですが、非常に良かったと思います。

(司会)

見えづらい席の方は立っていただいて、見える位置まで寄っていただいて、見ていただきました。写真撮影もしましたが、裁判員の方は写らないような角度で撮らせていただきました。言葉で表現するよりも分かりやすかったということは間違いないでしょうか。

(7番)

良かったです。

(司会)

被告人質問も含めて、裁判員の方は証人や被告人に質問ができたのですが、この中にも質問をされた方がいらっしゃると思いますけれども、自分で質問してみたの感想ですとか、質問をすればよかったなと後で後悔した

とかいうことはありましたか。

(1 番)

質問はできたのが非常に良かったです。というのは、いろいろとお話を聞いていますと、ふと疑問に思う点、全体を把握していませんので、自分の中で疑問がありますから、それを聞けたから良かったです。特に最初に裁判官の方から、思うことは何でも聞いてくださいと言っていた一言で非常に聞きやすくなりました。

(2 番)

1 つ質問させていただいたことは、犯罪者の方の性格はどうなのかなと思って、あなたは自分を人からどういう性格と言われますかということ質問しました。でも、被告人の方は、無表情であまり答えは参考になりませんでした。

(4 番)

今でもちょっと後悔しているのが、質問があったのに、ちょっと遠慮してできなかったことです。もし次回聞く機会があったら、絶対に質問しようと思います。

(5 番)

私も質問はできなかったのですが、後になってすごく後悔していますね。やはりまだ全体像を把握していない段階で確認したいことがあったのですが、いざその場に立つと、手をあげるのにすごく緊張してしまって、なかなかできなかったもので、すごく後悔しています。

(司会)

補充裁判員の方は質問ができませんが、質問したいことについては、裁判所側の質問の前の休廷時間に、裁判長である私から、何か質問はありませんかと聞いたかと思うのですが、この辺りはどうですか。

(6 番)

特に自分からは。もし補充じゃなくて裁判員だったとしても、今回の件に関しては、特に質問しようということにはなかったのですが、評議をしている段階になって、皆と話をしている時に、こういうことを質問すべきだったなということを後になって思ったことはありました。

(司会)

検察官の論告、弁護人の最終弁論についての感想はいかがでしょう。

7番の方いかがですか。

(7番)

検察官の論告は分かりやすかったですが、弁護人の弁論は理解ができないというか、弱い感じを受けました。

(司会)

説得力という点でしょうか。

(7番)

そうです。

(司会)

弁護人は中央に来て何も見ずに弁論を行っていましたが、その点はどうでしたか。

(7番)

男性の弁護人は話が分かりましたが、女性の弁護人は聞き取りにくく、理解できないような内容でした。

(司会)

女性の弁護人は冒頭陳述ですね。

では、5番の方が担当された事件は、いろいろないきさつがある事件だったので、論告も弁論も量が多かったですが、感想はいかがですか。

(5番)

量が多くて理解するのに時間はかかりましたが、検察官の方は証拠に基



づいて主張している感じがあって、分かりやすく理解できる部分が結構ありました。弁護人の方はじっくりくる内容ではなく、自分としてはあまり理解できませんでした。

(司会)

被告人Dの事件は弁護人の弁論が1時間くらいありましたが、時間についてはいかがですか。

(5番)

長くは感じませんでした。これだけの大きく複雑な事件なのでしかたないと思います。

(司会)

4番の方はいかがですか。

(4番)

複雑な事件だったので、長くても妥当だと思います。

(司会)

それでは、被告人Cの事件を担当された1番の方と2番の方に伺います。

(1番)

検察官の論告は資料が見やすく、分かりやすく説得力がありました。弁護人の弁論は、いまひとつ訴えるところが弱かったのかなと感じました。

(2番)

資料があり、違和感なくスッと入っていったと記憶しています。

(司会)

殺人未遂の被告人Xの事件はどうでしたか。3番の方は論告・弁論はどのように聞かれましたか。

(3番)

検察官も弁護人もあまり早口にならないで、はっきり話していただけたので、とても分かりやすく、資料もあってとても分かりやすいものでした。

(司会)

次は評議について伺いたいと思います。大きく分けますと事実認定の評議と量刑の評議に分かれますが、時間の関係であわせて聞きます。1番の方から感想を伺います。

(1番)

評議の中で自分の考えを話すことができたと思います。事実認定の方が難しく、証拠として十分なものかどうかを考えていくことは、そういったことを日常生活の中ではやっていないので難しいと感じました。証拠として積み重ねていく作業は難しいです。全体的には評議の場で意見を述べることはできましたが、時間がもう少しあればよかったと思います。

(司会)

1番の方が担当した被告人Cの事件は、審理が5日、評議も5日、判決の日を入れると6日になり、評議は審理と同じくらいの日数を取りましたが、それでももっとあったほうがよかったというところでしょうか。

(1番)

きりがないのでしょうが、やはり全体の流れが分からないので、最後にまとめる時間が短かったなあと思います。

(司会)

2番の方いかがでしょうか。

(2番)

評議の途中で裁判官がホワイトボードに時系列でまとめて分かりやすく表記してくださって、全体の流れを把握できたことがよかった点です。話しやすい雰囲気だったので、自分の意見を言えたと思います。

(司会)

この事件の場合には、ホワイトボードを5枚くらい使いました。

事件は異なりますが、3番の方いかがですか。

(3番)

裁判所の部屋の中であったことは、秘密は守られるということだったので、家族よりも思っていることを裁判員の方に素直に楽しく話した感じがあり、それでお互いに十分に意見を言うことができたと思います。短い裁判の期間でしたが、初めての経験ということで裁判員の方々とみんなと一緒に事件を考えていくという一つのチームができあがった感じが最後にはしました。やり切った感じがありました。

(司会)

3番の方は補充裁判員でしたが、補充裁判員にも意見を求めることができるという法律の規定があります。同じく補充裁判員であった6番の方の感想はいかがでしょうか。評議に限定されなくてもよいので、裁判員と補充裁判員との立場の違いについていかがでしたでしょうか。

(6番)

裁判員と比べて気持ちは楽でした。補充裁判員だからこそ常識的に考えて意見を言えたかなと思います。実際に裁判員だったら、被告人の気持ちと被害者の気持ちを考えてしまったのではないかと思います。

(司会)

補充裁判員は最終判断者ではないので、責任が和らぐ感じがあり、被告人や被害者の感情に流されずに冷静に判断できたということでしょうか。

(6番)

そうです。

(司会)

それでは、評議についての感想に戻ります。4番の方から順にお聞きします。

(4番)

裁判官がボードに理路整然に書いていただいたのでとても分かりやすか

ったです。

(5番)

雰囲気がとてもよかったと思います。分からないことがあっても裁判官がしっかりフォローしてくれたり，説明してくれたりしてよかったです。自分の意見を言えたと思いますが，他の皆さんの意見を聞いていると，こういう見方があったのだなとか，結構そこから分かることが多くて，もう少ししっかり見ていればよかったと思いました。

(7番)

時間的には十分ありましたし，審理する内容があまり難しくなかったと思います。判例集のようなものをスライドで見ましたので参考になり，よかったと思います。

(司会)

今おっしゃったのは，量刑検索システムのことですね。量刑分布グラフを皆さんで見たということでしょうか。最高裁判例にもありますように，裁判員も含めて量刑の傾向を把握するのが公平の観点から量刑の出発点であるということです。全事件について，量刑分布グラフで量刑の傾向を皆さんに把握していただいた上で御意見をいただいております。量刑分布グラフは分かりやすかったですでしょうか。2番の方いかがでしょうか。

(2番)

グラフは分かりやすく参考になりました。

(司会)

このようなグラフなしで，実際に懲役何年と考えることはどうでしょうか。4番の方いかがでしょうか。

(4番)

ちょっと難しいと思います。

(司会)

全般的に振り返っていただいて、どういったところが負担だったかとか、どういったところを配慮してほしいとか、裁判員制度をよりよいものにするために、御助言いただければと思います。1番の方から順番にお話しただけですか。

(1番)

裁判所の方々にいろいろお力添えいただいて、やりやすかったです。まったくの素人なので、全体がどういう流れなのか、全体としてどの部分、どこにいるのか分からなかったの、最初あるいは途中でそういった話があれば安心してやれるのかなと思います。

(2番)

私は自宅が遠いので、毎日裁判所まで来るのが大変でした。また、県内から裁判員を選任するので仕方ないかとも思いますが、裁判が終わってから知り合いの知り合いが事件の関係者だと知ったことがあったので、そのことは気になりました。

(3番)

被告人がゆらゆらと揺れて、マイクから離れてしゃべることがあって、よく聞こえなかったことがあったので、ちょっと離れても聞こえるようになったらいいなと思いました。みんなはっきり聞こえるように話してもらえればいいんですけど。

(司会)

補充裁判員の席は遠いですからね。証人尋問も被告人質問も録画しており、評議ではビデオで確認できましたので、どの事件でもそういう意味では差し支えなかったかなと思いますが。

(3番)

振り返りでは分かってばっちりだったんですけど、そのときに聞こえなかったの。

(司会)

その辺りは、そのときに裁判長のほうから、もう少し大きい声で言ってくださいというべきだったかもしれません。

(4番)

交通が大変だったので、泊まる場所を用意していただければありがたかったです。

(司会)

遠距離の方には宿泊費を出していますが、そこまでいなくても、遠いところの人は大変ですよ。

(5番)

安全面に配慮してほしいなと思います。というのも、私が裁判員の期間中、北九州のほうで裁判員の方が声をかけられる事件があり、行き帰りがすごく怖く感じたので、もうちょっと安全面を考えてほしいなと思いました。

(司会)

その点では、北九州の事件の後の被告人Eの事件では大分配慮したつもりなのですが、6番の方はどうでしたでしょうか。

(6番)

確かに、北九州の声掛けがあったと聞いて、裁判所の中では隔離された状態で、被告人とか傍聴席の方と接触する機会がないように配慮してもらったことは良かったんですが、裁判所を出てからもずっと見守ってくれているわけではないので、自宅が近かったということもあり、回り道して帰ったり、家の近くで知らない車や人がいたら、事件の関係者かと思って不安になったことはありました。

(司会)

裁判所職員が送迎した人もいたかと思いますが、6番の方でしたかね。

(6番)

そうですね。1度だけ、午後から審理があった日に、午前中所要をすませて、出先から直接裁判所に行こうとしたときに、歩いて来ないでくれと言われて、裁判所の方が近くまで迎えに来てくれたんですけど、結局、裁判所の方と歩いて裁判所まで来たので、自分一人で歩いてくると、裁判所の方と二人で歩いてくるのとで何か違いがあるのかなと感じたことはありました。

(司会)

危険性のある事件については送迎を含めて対策をして、対応したいと思います。

(7番)

抽選で決まってすぐ審理に入ったので、半日程度予習の時間を設けて、流れを教えていただければ質問なんかもできるんじゃないかと思います。

(司会)

選任手続の日にそのまま法廷を開くか、別の日に開くか考え方がわかれているところなんですけど、いろいろな日程の都合で同じ日にさせていたものもあります。最近は分離していることが多いです。

御出席の検察官と弁護士の方から、感想や質問があればどうぞ。

(検察官)

裁判員お疲れ様でした。みなさんがいないとこの制度は成り立ちませんでしたので、検察庁を代表して御礼申し上げます。一つお伺いしますが、先ほどから出ている冒頭陳述や論告について、資料がいろいろありましたが、評議の中では役に立ったでしょうか。

(5番)

すごく役に立ちました。自分のメモだけでは全体を把握できないので、資料を見ながら評議をして思い出す部分もありました。

(弁護士)

冒頭陳述は検察官の主張と弁護人の主張を明らかにして、争点を把握してもらうための手続なのですが、冒頭陳述がされた段階で、争点を認識して、自分たちが審理を通してここを見なければいけないんだというところはわかりましたか。

(1番)

争点は把握できたと思います。冒頭陳述の中でもそうですけど、そのあと、裁判官から説明があり、争点はここだという確認をさせてもらいましたので、そこはしっかりできたと思います。

(4番)

後半になって徐々に分かりました。

(6番)

共謀が成立したかどうかについて話をしましたが、検察官は的を射ていると感じましたが、弁護側は、どちらかというところと情状酌量を求めているような内容になっていると感じました。ここから無罪を主張するのはどうなのかというふうに感じました。

(弁護士)

殺人死体遺棄事件では共謀共同正犯が問題になっていましたが、こういう法律の専門用語がよく理解できなくて困ったという方はいらっしゃいますか。

(5番)

共謀は何となくイメージがつきますが、共同正犯がどういうものなのかはわかりませんでした。

(弁護士)

それについては、評議の中で裁判所から説明を受けたんですか。

(5番)



記憶にないです。

(司会)

その辺りのことは、裁判所からパワーポイントを使って説明しております。

(記者)

仕事や家庭の事情と折り合いをつけて参加されたかと思いますが、実際に、仕事や家庭で制度に対し理解があったのでしょうか。

(2番)

家族や職場は理解してくれました。家族とは、DVDを2回も3回も見て心の準備ができていたので大丈夫でした。

(3番)

家族が高齢で、もし何かあったら途中でやめてきてねと言われていたので、祈る思いでした。

(記者)

後になって質問すればよかったと思ったと言われていた方がいましたが、具体的にどのようなことを聞きたかったのかお伺いできますか。

(6番)

具体的ではありませんが、評議の際、証人尋問のときの話と検察官の話を照らし合わせているときに、裁判長からこういう質問をしておけばよかったねという話をされたことがあり、そのとおりだと思ったことがありました。

(記者)

御自身が関わった公判の様子がニュースなどで報道されたと思いますが、それを御覧になっているかどうかと、その報道の仕方について意見があればお願いします。

(4番)

報道はチェックしました。報道の仕方については特に何もないです。

(1番)

チェックしました。テレビも新聞も、何チャンネルも何紙も見ました。簡潔にまとめているなど思ったのと、この発言をとりあげるんだということを感じました。こういったところがポイントなのかと改めて確認しました。

(弁護士)

殺人死体遺棄の事件は今回5件あって、ここにいらっしゃる方は3件目、4件目、5件目の方ですが、呼び出されたときにこの事件だなと予測がついて、それで前の記事を読み直したということはあるんですか。

(6番)

なかなか石川県で殺人とかはないので、裁判員の候補者に選ばれたときに、この事件かなというのとはなんとなく思いましたけど、事件の内容については特に意識はしなかったです。

(記者)

裁判員を経験して、普段の生活で変わったことがあったとおっしゃっていた方がいらっしゃいましたが、考え方がどう変わったのか具体的に教えていただけませんか。

(4番)

みんなで話し合っていた時に、裁判官の方がこういう考え方もあるよねと言われてたり、他の方の話を聞いて、視点を変えて見られるようになりました。

(5番)

裁判員とか裁判って学校で学んだ知識しか持っていなくて、ニュースを見ていても関心は持つんですけど、正直言うと興味はなかったんですが、実際に経験してみたら、ニュースとかで公判の結果を見ると、どのよ

うに考えてこういう結論に至ったんだらうという考え方ができるようになって、社会問題とか裁判に対する見方というのが変わりました。

(記者)

守秘義務があって評議の内容について話すことができないと思いますが、それについて心理的な負担はありましたか。

(3番)

おしゃべりなので、内緒にするのは辛かったですが、時間がたつと忘れるのも早いので、なんとかありました。

(2番)

裁判員同士が秘密の共有の仲間意識があったので、特に負担はなかったです。家族とか職場の人には、明日新聞に出るから見てねという程度の報告はしていました。

(司会)

本日はどうもありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見、率直な御感想あるいは御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考にさせていただきます。大変お疲れ様でございました。これで意見交換会を終了いたします。

以 上